

食品安全委員会第18回会合議事録

1．日時 平成15年11月6日(木)14:00～15:00

2．場所 委員会大会議室

3．議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

(特定保健用食品16品目、農薬3品目、遺伝子組み換え食品・添加物7品目)

(厚生労働省からの説明)

(2) 食品安全委員会の10月の運営について(報告)

(3) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 外口大臣官房参事官、中垣基準審査課長、尾形新開発食品保健対策室長

(事務局)

梅津事務局長、一色事務局次長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、

杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、宮寄評価調整官

5．配布資料

資料1 委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況

資料2 食品健康影響評価を依頼する特定保健用食品の概要

資料3 エチプロール、ノバルロン及びピリダリルの食品衛生法第7条第1項の規定に基づき、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

資料4 食品健康影響評価を依頼する遺伝子組換え食品及び添加物の概要

資料5 食品安全委員会の10月の運営について(報告)

6 . 議事内容

寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」の第 18 回会合を開催いたします。

本日は、坂本委員が海外出張のため欠席されておりまして、6 名の委員が出席しています。

本日の会議全体のスケジュール全体につきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第 18 回会合）議事次第」というものがございますので、ごらんください。

資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、配付資料に書いてありますように、5 点ございます。

資料 1 が「委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況」。

資料 2 が「食品健康影響評価を依頼する特定保健用食品の概要」。

資料 3 が「『エチプロール』、『ノバルロン』及び『ピリダリル』の食品衛生法第 7 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について」。

資料 4 が「食品健康影響評価を依頼する遺伝子組換え食品及び添加物の概要」。

資料 5 が「食品安全委員会の 10 月の運営について（報告）」でございます。皆さん、お手元でございますね。

それでは、議題に入らせていただきますが、今日は 6 名の委員のほかに、厚生労働省から説明していただくために、外口参事官、中垣基準審査課長、尾形新開発食品保健対策室長に出席していただいております。よろしく申し上げます。

議題の 1 に入らせていただきます。食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について、先週の委員会でもお話ししましたとおり、厚生労働大臣より食品健康影響評価の要請が来ております。特定保健用食品 16 品目に関する安全性の審査及び農薬 3 品目の残留基準の設定または改正。

また、10 月 30 日付で同じく厚生労働大臣より食品健康影響評価の要請が来ております。遺伝子組換え食品及び添加物 7 品目の安全性審査に関わりまして、厚生労働省の説明をお聞きしたいと思います。

なお、このほかに 10 月 31 日付で、農林水産大臣より B S E 発生国からの牛受精卵の輸入について。同日付で農林水産大臣及び厚生労働大臣よりイミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤に関しまして、食品健康影響評価の要請が来ております。本件も専門調査会で議論することになりますが、来週、農林水産省より説明をお聞きすることになると思います。

まず、特定保健用食品につきまして、厚生労働省食品安全部、尾形新開発食品保健対策

室長、よろしくお願ひいたします。

尾形新開発食品保健対策室長 厚生労働省の尾形でございます。

お手元の資料2に従いまして、今回評価をお願いしております16の品目の概要を簡単に御説明したいと思います。

このそれぞれの品目ごとの御説明でございますけれども、どういったものを成分として、どういう効果があるということを標榜しているかと、そして、その形態はどういうものかと、この3点をごく簡単にまとめた資料になっております。

まず「(1)自然のちから サンバナバ」。これは商品名でございます。「コロソリン酸を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、食後に上昇する血糖値を下げる旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品」でございます。

次は「(2)プリトロール」。これは「キトサンを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、尿酸値が高めの方に適した旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品」でございます。

「(3)プレティオ」。 - アミノ酪酸、これはギャバと言われている人もいますが、それを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血圧が高めの方に適した旨を特定の保健の目的とする乳製品乳酸菌飲料形態の食品でございます。

「(4)マインズ<毎飲酢>リンゴ酢ドリンク」。これは「酢酸を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血圧の高めの方に適した旨を特定の保健の目的とする清涼飲料水形態の食品」でございます。

「(5)ラクチールガムストロングミント」。「ラクチールを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、歯を健康に保つ旨を特定の保健の目的とするガム形態の食品」でございます。

「(6)ラクチールガムマイルドミント」でございますが、5番のストロングミントのいわゆる風味違いでございます。書いてある内容は全く同じでございますので、省略させていただきます。

「(7)ヘルシープラス 野菜MIXゼリー」。「わかめペプチドを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血圧が高めの方に適した旨を特定の保健の目的とするゼリー形態の食品」でございます。

「(8)健康博士 ギャバ」。 - アミノ酪酸、これはギャバのことですが、それを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血圧の高めの方に適した旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品でございます。

めくっていただきまして「(9)チチヤス低糖ヨーグルト」。「ロイテリ菌(Lactobacillus reuteri)を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、おなかの調子を整える旨を特定の保健の目的とするはっ酵乳形態の食品」でございます。

「(10)ヒアロモイスチャーS」。「ヒアルロン酸を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、肌の乾燥が気になる方に適した旨を特定の保健の目的とするカプセル形態の食品」でございます。

「(11)ガイオ タガトース」。「D-タガトースを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血糖値が気になり始めた方に適した旨を特定の保健の目的とするテーブルシュガー形態の食品」でございます。

「(12)稲から生まれた青汁」。「フラクトオリゴ糖を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、お腹の調子を整える旨を特定の保健の目的とする粉末清涼飲料形態の食品」でございます。

「(13)ピュアセレクトサラリア」。こちらは「食物ステロールを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、コレステロールが高めの方に適した旨を特定の保健の目的とするマヨネーズドレッシング形態の食品」でございます。

「(14)LC1ヨーグルト」。「LC1乳酸菌を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、腸内環境の改善に役立つ旨を特定の保健の目的とするはっ酵乳形態の食品」でございます。

「(15)健康道場 おいしい青汁」。ブロッコリー・キャベツ由来のSMCS、これはS-メチルシステインスルホキシドというのが正式名称でございますが、SMCSを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、コレステロールが気になる方に適する旨を特定の保健の目的とする清涼飲料水形態の食品でございます。

「(16)リセッタ 健康ソフト」。「中鎖脂肪酸を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、体に脂肪が付きにくい旨を特定の保健の目的とするマーガリン形態の食品」でございます。

以上、大変簡単ではございますけれども、今回お願いしております16品目の概要でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして何か質問なり、あるいは記載事項に関しまして質問がありましたら、どうぞ。

小泉委員 このたび16物質まいりましたけれども、一度に来ているんですが、最初に申

請されたときからどれくらい経っているんでしょうか。一番古いものでどれくらいなのか。というのは、我々急がされているというのか、至急に評価しないといけないものです。

尾形室長 16の品目それぞれを受け付けした時期は、かなり異なっておりまして、実は並べさせていただいているのは、厚生労働省の方で申請を受理した順番でございますが「自然のちから サンバナバ」が一番古くて、これが平成13年の7月11日の受理でございます。

一番新しい「(16)リセッタ 健康ソフト」が、平成15年の6月30日ということでございます。

寺田委員長 よろしゅうございますか。

小泉委員 ありがとうございます。

寺田委員長 それでは、本間先生どうぞ。

本間委員 実は、私も同じことをお尋ねしたかった次第でございますが、この13年の受け付けがおよそ2年くらい経過しているんですが、この経過は大体普通の時間でございましょうか。

尾形室長 13年に受理したものは、実は今御紹介いたしましたサンバナバのほか、「(4)マインズ」まででございますが、2年近くが経過している、あるいは2年以上が経過しているというものでございますが、これは標準的にどのくらい許可に時間を要しているかというものと比べますと、やや長めになっているという印象があります。

ただ、特定保健用食品と申しまして、いろいろな類型がございまして、新規に受理した申請内容が実は既に許可をしたものの単なる商品名違いであるといったような、要は化学的試験を新たに要さないものやゾロのような単なる風味を変えただけとか、若干配合原料を変えたようなものとか、そういったものもあるわけでございまして、こういったものですと大体半年くらいで終わってしまいます。

このサンバナバ、プリトロールといった今回お諮りした16品目は、ほとんどが新規成分を特定の保健の目的に資する栄養成分としているものでございますけれども、このような新規の成分を用いた商品を申請してくる場合は、本当にそれが安全なのか、本当にそれが効果があるのかというのを改めて一から見直すということになりますので、かなり時間がかかりますし、ものによってデータがうまくとれているもの、とれていないものもまちまちであって、標準的な期間というのは余りありません。長いものですと本当に3年もかかるものもあれば、短いものですと本当に半年で終わるものもあります。これはこれまでの厚生労働省での実績でございますが、今のお話から大体御推察いただけたと思いますけれ

ども、2年かかっているというのは決して珍しくありませんが、やはり今まで、なかなか我が方における有効性、安全性の審査において、いろいろ宿題事項があったという経過がある意味で示しているものでございます。

寺田委員長 よろしゅうございますか。

ほかにはございませんか。

それでは続きまして、農薬についてよろしくお願いいたします。

中垣基準審査課長 厚生労働省の基準審査課長の中垣でございます。

資料3に基づきまして、エチプロール、ノバルロン及びピリダリルという農薬3品目についての評価依頼について御説明を申し上げます。

まず、経緯でございますけれども、これらの農薬というのは農薬取締法に基づいて、農林水産大臣あてに申請がなされたものでございます。

先ほどの議論をお聞きしておりますと、これらのものについても農林水産省の中で、必要な資料が整っているかというのが検討されたというふうに承知をいたしておりますが、私どもに連絡がございましたのは、今年の10月23日に農林水産省から申請があったので、厚生労働省として対応を図ってほしいというような連絡をいただいております。

この連絡を受けまして、食品衛生法の第7条の2の規定に基づきまして、農林水産大臣に対して、食品の中に残留するこれら農薬の基準をつくるために、毒性のデータ、作物残留試験のデータ、これらのデータを提供してほしいという依頼を行っております。その資料を入手いたしましたので、10月29日付で食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いしたところでございます。

それぞれの品目の概要につきましては、2番でございますが、まず「(1)エチプロール」。これは、フェニルピラゾール系と言われる殺虫剤でございます。稲への適用が申請されております。FAO、WHOの合同残留農薬専門家会議、あるいは米国、EU、カナダ、豪州では登録されておりませんし、評価が行われていないというものでございます。

「(2)ノバルロン」でございますが、これはジフルベンゾイルウレアと言われる系統の殺虫剤でございます。きゃべつ、なすへの適用が申請されております。JMPPRでは毒性評価をなされておられませんが、豪州、あるいはブラジルなどで、とうもろこし、じゃがいもといった食用農作物に登録がされておるといふふうに聞いております。

「(3)ピリダリル」でございます。これは、フェニル誘導体の構造を有します殺虫剤でございます。きゃべつ、はくさい、だいこんへの適用が申請されております。これもJMPPRにおいての評価はなされておられません。また、諸外国で登録されたということは聞

いておりませんけれども、アメリカ、EU、豪州などで野菜類を対象に現在、開発中だということふうに聞いておるところでございます。

「3. 今後の方向」でございますが、これらの3品目の食品安全委員会の健康影響評価を受けた後「薬事・食品衛生審議会」において、これらの品目の食品中の残留基準を設定するという事を考えておるところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明、あるいは記載につきまして、御質問、あるいはコメントございましたら、どうぞ。

よろしゅうございますか。

細かいことですが「(3)ピリダリル」のところ、一番最後の行で「対象に開発が行われている」というのは検討が行われているということですか。開発が行われているものはあるわけですね。そういうのかな。

中垣課長 用語の問題でございまして、なかなか回答しづらいところでございますが、そういう意味では委員長の御理解のとおり、検討が行われているということだろうと考えております。

寺田委員長 ほかにございませんか。

それでは最後に、遺伝子組換え食品及び添加物につきまして、また厚生労働省からよろしく願いいたします。

尾形室長 資料4に従いまして、7品目につきまして御説明申し上げたいと思います。

今回、御依頼申し上げますのは、1枚目の一覧表にございます7つでございますけれども、1番、2番が遺伝子組換え食品。3番から7番までが遺伝子組換え添加物でございます。

それぞれにつきまして、その概要を御説明いたします。

ページをめくっていただきまして、まず1番目の日本モンサント株式会社からの申請品目でございますが、これはいわゆるスタックと言われているものでございまして、MON810という品種とMON863系統という品種をかけ合わせた、新たな品種について評価をお願いするものでございます。

それぞれ親となっておりますMON810、MON863ですけれども、いずれもデント種のトウモロコシを宿主としております。それぞれ安全性審査を経た旨を公表した日というのが一番下に書いてございます。810が平成13年3月30日。863が平成14年2月21日ということでございます。

それぞれごく簡単にペーパーの「製品の概要」と書いてあるところの御説明でございますが、まず 810 でございますけれども、これはとうもろこしに *Bacillus thuringiensis* subsp. *kurstaki* に由来する Bt 遺伝子の一種、これは cry1Ab という遺伝子を導入することによりまして、cry1Ab たんぱく質というものが、このとうもろこしに発現し、アワノメイガ等の鱗翅目害虫に抵抗性を持つというようなものでございます。

863 系統でございますが、右のブロックの方ですけれども、これも同じくとうもろこしに *Bacillus thuringiensis* subsp. *kumamotoensis* というものの由来であります Bt (cry 3 Bb 1) 遺伝子というものを導入いたしまして、この cry 3 Bb 1 たんぱく質というものが発現すると。その結果、コーンルートワーム等、これは芋虫ですが、鱗翅目害虫に抵抗性を持つということになるものでございます。

こういった既に審査を経た 2 つの遺伝子組換え食品のかけ合わせで、新たにできましたものについてお諮りをするというものでございます。

次に 2 ページ目でございます。

これはバイエルクロップサイエンスというところからの申請でございますが、LLCotton 25 という除草剤耐性を持つワタでございます。製品の概要でございますけれども、ワタに *Streptomyces Hygroscopicus*、そういったものに由来する bar 遺伝子というものを導入いたしまして、いわゆる P A T たんぱく質というものを発現させるものでございます。この P A T たんぱく質というものは除草剤の一つであるグルホシネートというものを不活化する酵素でございますが、こういった P A T たんぱく質が発現することにより、このワタはグルホシネートという除草剤に対する耐性を持つというものでございます。

続きまして、3 ページでございますが、ノボザイムズジャパンからの申請でございます。

ここから添加物になるわけでございますが、SP990 リパーゼという酵素、これを添加物として利用するわけでございますけれども、これも製品の概要というところを御説明いたしますと *Aspergillus oryzae* というこうじ菌に *Fusarium oxysporum* というリパーゼ遺伝子を導入することにより、リパーゼ、脂肪分解酵素の生産性を高めたということでございます。新たにリパーゼ生産性の向上、アセトアミド資化性というものが生まれるということでございます。

続きまして、4 ページでございます。

同じくノボザイムズジャパンからの申請でございますが、SP572 ペクチナーゼ、これも酵素の一種でございます。

こちらは、やはり同じく *Aspergillus oryzae* に *Aspergillus aculeatus* という、や

はりこれもカビの一種なのですが、こういったものに由来するペクチナーゼ遺伝子を導入いたします。その結果、ペクチナーゼ、このペクチナーゼというのは細胞壁のペクチン質を分解する酵素でございますけれども、このペクチナーゼの生産性が高まるということでございます。というわけで、ペクチナーゼ生産性向上、アセトアミド資化性が得られるというものでございます。

続いて、5 ページでございます。

これもノボザイムズジャパンの申請でございます。

BRG - 1 という品目でございますが、これは - アミラーゼという酵素でございます。これも内容の方は、*Bacillus subtilis*、これは枯草菌とも言ったりするそうですが、こういった宿主に *Bacillus stearothermophilus* 由来の - アミラーゼ遺伝子を導入いたします。その結果、この - アミラーゼの生産性が高まる。でん粉等の加水分解酵素でございますので、そういったでん粉の分解能力が高まるということでございます。

以上、3 つがノボザイムズジャパンからの申請。

それから、次が6 ページでございますけれども、ジェネンコア・インターナショナル・ジャパン・リミテッドからの申請でございます。

これは SPEZYME FRED という品目でございますが、やはり - アミラーゼという酵素に係るものでございます。

製品の概要でございますけれども、*Bacillus licheniformis* に *Bacillus licheniformis* の改変 - アミラーゼ遺伝子を導入いたします。その結果、この - アミラーゼの耐熱性が高まるということになるわけでございます。 - アミラーゼというのは、先ほど御説明いたしました、でん粉の加水分解酵素というわけございまして、新たに - アミラーゼの耐熱性向上、孢子生成能の欠失といった性質が得られるわけでございます。

続いて7 ページでございます。

これが最後でございますけれども、ナガセケムテックスというところからの申請、P L A 2 (ホスホリパーゼ A 2) でございます。

これも酵素の一種でございますが、*Streptomyces violaceoruber* というものに *Streptomyces cinnamoneum* のプロモーター遺伝子、ターミネーター遺伝子というものを導入して、ホスホリパーゼ A 2 の生産性を高めるというものでございます。ホスホリパーゼ A 2 というのはリン脂質を加水分解する酵素でございます。

なお、以上7 品目でございますけれども、特にこの最後のナガセケムテックスからの申請でありますホスホリパーゼ A 2 につきましては、ほかの6 品目と若干補足をしておいた

方がよろしい部分がございます。

この7番目のホスホリパーゼA2のような申請につきましては、これは従来、厚生労働省でこう取り扱ってきたということでございますけれども、まずセルフクローニング、またはナチュラルオカレンスといったものに該当するか否かということ判断していたところでございます。このセルフクローニング、ナチュラルオカレンスという概念は、実は説明資料の最後のページ、参考までに付けさせていただいている、これまで厚生労働省で審査ガイドラインとしてきた基準でございますが、その中の第2というところの(1)のところを書いてございますが「いわゆるセルフクローニング」、3行目に「いわゆるナチュラルオカレンス」という言葉があるわけですが、これは括弧がぐちゃぐちゃ二重、三重になっているので読みにくいのですが、言ってみれば、安全性審査は、当分の間、いわゆるセルフクローニング及び、いわゆるナチュラルオカレンスを除くということになっておるわけでございます。

つまり、DNA技術を用いて得られた生産物であっても、このセルフクローニング、あるいはナチュラルオカレンスと言われるようなもの場合は、安全性審査を行わないということになっているわけございまして、申請者の方から自分たちが今回、申請している品目は、このセルフクローニングとかナチュラルオカレンスといった概念に該当するのではないかとというのが主張されますと、まずはそこに該当するかどうかというのをこれまで判断してきたところでございます。

こういった今までの取扱いにつきましては、改めて安全委員会において、この取扱いの是非も含めて御判断いただくということではございますけれども、申請者からの主張にもありましたことございまして、こういったことも含めて御検討いただければというふうに考えているところでございます。

以上、よろしくお願いたします。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

寺尾委員 これは安全性の評価基準というのは今、こちらの専門調査会で作っておりますので、それができた暁に議論することになるし、その専門調査会でセルフクローニングとナチュラルオカレンスについても、この前の委員会で話が出ておりましたので、当然どうするかということも決まると思いますので、そこにお任せする以外手はないし、これは専門調査会でもすぐには議論できませんですね。安全性基準ができてから判断をするという話になりますから、向こうに任せる以外手はないのではないかなという気がいたしま

すけれども。

寺田委員長 いかがでございますか。

この委員会としての基準をできるだけ早くつくるということで、それに合わせてやっていくと。かなり急いでできると思いますけれども、パブリックヒアリングを前もってやって、その後、それを基にしてやっていきます。ここの委員会で審査するとなると、やはり新しい基準でやらざるを得ないんだらうと思いますけれども、今までの基準を使って、それが発酵するまで使うということも考えられるかもわかりませんが、その点も含めまして、後で検討する必要があるかもわかりません。

といたしますのは、余りにもこちらの基準ができてからということにこだわりますと、随分時間がかかるので、今まで厚生労働省がやっておりました基準を用いて、審査をやって、パブリックヒアリング等いろんなことをやって、その後この委員会としてでき上がったところで、またそちら側の方に切り替えるということもあり得るということです。これは検討する必要があると思います。

どうぞ。

寺尾委員 このセルフクローニングとナチュラルオカレンスは、今、この食品安全委員会をつくろうとしている基準はコーデックスの合意に合わせてつくろうと思っているんですけれども、あそこにはセルフクローニング、ナチュラルオカレンス、何も書いていないということなんで、日本独自の判断をすることになると思います。

そうですね、一色さん。

一色事務局次長 そうです。

寺田委員長 ほかにございますか。

それでは、本件につきましては、それぞれ専門委員会で検討することになると思いますし、先ほど申し上げました基準づくりに関しましても、検討いたします。基準づくりした後でその基準でやるのか、今までの厚生労働省がやっておられた基準でやるのかということも含めまして検討させていただきます。

これで厚生労働省からの説明は、一応終わったわけでございますが、後で本当はお聞きしたらいいかもしれませんが、ちょっと順番を飛び越しまして、BSEの問題が第9例ということで火曜日に判定委員会があって、その御報告をちゃんと受けまして理解しているつもりなんですけれども、一つだけちょっと質問させていただければということで、この第9例は広島で屠殺された雄の牛ですけれども、第8例の後にはフォローアップはどういうふうになっていますか。何か感染性とかお聞きになっていることはございますか。

もし、わかっておられましたら、こちらも農林水産省にもいろいろコンタクトをとっておりまして、いろんな情報が入っていますが、厚生労働省の方もせっかく来られたものですから、ちょっとお聞きしておこうと思って。

外口参事官 8頭目の非定型例につきましては、その後のフォローをするということになっておりますけれども、私の知っている範囲で申し上げますと2つありまして、1つは脳内の分布、前頭葉とか頭頂葉とか側頭葉とか、その分布をウエスタンプロットと組織の検査で今、実施していると聞いております。

感染実験、いわゆる慢性の接種実験については年内を目途に準備を進めているところだと聞いております。

寺田委員長 感染実験に関しましては、第9例目は21か月でしたか、かなり若いんですが、これもやられるのでしょうか。

外口参事官 9頭目の従来型についても、これもそういうマウスの感染実験をすることについても、今、検討をしているところと聞いております。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、説明を含めまして、厚生労働省、外口さん、中垣さん、尾形さん、どうもありがとうございました。

(厚生労働省説明者退席)

寺田委員長 それでは、次の議題ですが、食品安全委員会の10月の運営について、事務局から御報告をお願いいたします。

岩淵総務課長 それでは、資料5に基づきまして御説明いたします。

「食品安全委員会の10月の運営について(報告)」ということでございます。この報告の趣旨ですけれども、当委員会の活動も委員会の開催のほかに専門調査会が多数開催されるようになってまいりましたし、また、意見交換会その他の行事も多くなってまいりましたので、今後、毎月月末で区切りまして、その1か月の活動について簡単なメモをつくりまして、月の初めの委員会に御報告をするというふうにさせていただければと考えております。

今回の報告ですが、資料5に基づきまして、1番で、食品安全委員会の開催です。10月は5回開催いたしました。13回から17回までであります。

第13回会合では、食品安全委員会における調査審議方法について御議論いただいて、決定をさせていただいております。また、緊急時対応専門調査会から御報告ございました食品安全委員会緊急時対応基本指針暫定版につきましても、決めていただいております。

第 14 回会合におきましては、微生物におけるリスクアセスメントについて講演をいただいて質疑応答などがございました。また、牛海綿状脳症専門家会議の結論及び対応状況につきまして、厚生労働省、農林水産省からの説明を聴取いたしました。更に、プリオン専門調査会における審議状況について報告がございました。

第 15 回会合では、食品健康影響評価の要請で微生物と添加物がございまして、これに關しまして厚生労働省からの説明を聴取いたしました。また、食品安全モニターに対する第 1 回アンケート調査の結果がまとめられましたので、この御報告がございました。

第 16 回会合では、食品健康影響評価、添加物等に関し要請がございましたので、厚生労働省から説明がありました。

第 17 回会合では、企画専門調査会の方でとりまとめられました、平成 15 年度の食品安全委員会の運営の在り方について御審議をいただいたということでございます。

次に、専門調査会の活動でございます。専門調査会のうち、まず企画専門調査会ですが、10 月は 2 回開催されています。

第 2 回会合では、平成 15 年度の食品安全委員会の運営の在り方についての意見のとりまとめが行われました。

また、第 13 回会合では、食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項についての審議が開始しております。

2 ページにまいりまして、緊急時対応専門調査会でございます。

第 3 回会合が開かれまして、クライシスコミュニケーションについての講演がございました。また、食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項についての緊急時対応関係についての審議が行われました。

添加物専門調査会の第 1 回会合が開かれまして、添加物に係る食品健康影響評価の進め方について検討が行われました。また、評価、添加物ポリソルベート類についての検討が開始いたしました。

農薬専門調査会ですが、第 1 回会合が開催されまして、清涼飲料水、ミネラルウォーター類ほかでございますが、それに係る食品健康影響評価の進め方についての検討が始まりました。

動物用医薬品専門調査会、第 1 回会合がございまして、動物用医薬品に係る食品健康影響評価の進め方について検討が行われました。

汚染物質専門調査会、第 1 回会合がございまして、清涼飲料水及びカドミウムに係る食品健康影響評価の進め方について検討が行われました。

プリオン専門調査会、第2回会合がございまして、アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用することについての評価の検討が行われまして、国民から意見募集した上で食品安全委員会に報告することを決定したということでございます。

遺伝子組換え食品等の専門調査会、第1回会合が開催されまして、遺伝子組換え食品等の健康影響評価の進め方について検討が行われました。また、遺伝子組換え食品等の安全性評価基準の策定について、4名の起草委員を指名いたしまして、国民から意見募集した上で基準を作成することを決定していただいております。

3ページにまいりまして、新開発食品専門調査会、第1回会合がございまして、特定保健栄養食品に係る食品健康影響評価の進め方について、検討が行われました。

肥料・飼料等専門調査会、第1回会合が行われまして、肥料・飼料等に係る食品健康影響評価の進め方について検討が行われ、また、飼料添加物のリボフラビンについての検討が開始いたしました。

以上が、専門調査会の関係でございます。

そのほかの活動といたしまして、2日に農薬事業関係者との懇談、農薬分野における現状課題等について懇談がありました。

7日には、熊本県におきまして意見交換会がございまして、これは食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、九州農政局の共催ですが「食の安全・安心に関するシンポジウム」というもので、小泉委員が「国民に信頼される食品安全行政に向けて～食品の安全性確保のための新たな仕組みについて～」という講演をしていただいております。

14日には、埼玉県と懇談がございまして、地方公共団体における食の安全対策等の現状、食品安全委員会と地方公共団体の今後の協力について懇談がございました。

16日には、東京都と同様の懇談がございました。

22日には、日本学術会議公開講演会がございまして「食の安全と安心をめざして」という公開講演会でございますが、寺田委員長が「食品安全委員会の取組」について講演をしていただいております。

23日には、特定保健用食品事業者関係者との懇談がございまして、この分野における現状課題についての懇談が行われました。

24日には「遺伝子組換え食品等の評価基準策定に係る意見を聴く会」が開催されました。食品安全委員会において遺伝子組換え食品等の安全性審査基準の作成をしていくわけですが、その参考とするために関連する専門委員等が広く一般の方からの意見の聴取を行っております。

28日には、リスクコミュニケーションに関する意見交換会が東京で開催されました。食品に関するリスク分析手法に関して、前コーデックス委員会議長のトーマス・ビリー博士、国内の有識者、専門家の参加の下に、リスクコミュニケーションが果たす役割などにつきまして、講演、パネルディスカッション、参加者との意見交換を実施いたしました。

31日には、北海道におきまして、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の共催により意見交換会がございました。「食の安全・安心に関するシンポジウム」です。坂本委員が「国民に信頼される食品安全行政に向けて～食品の安全性確保のための新たな仕組みについて～」の講演をしていただいたということでございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

話が前後になりますが、資料1に今のこととまた逆の意味でまとめたのがあるわけで、これは資料1を飛ばして厚生労働省の説明を先に受けましたけれども、今の事務局からの説明の中のことを別の方にまとめたのが、資料1に内容に関しまして一部となっております。

何か御質問、こういうのを付け加えるとか、あるいはその中の多くの委員の先生方はそういういろんな会議でリスクコミュニケーションのお話をされていると思いますけれども、感じられたこととか何かございましたら、どうぞおっしゃってください。

ございませんか。

小泉委員は、昨日行って来られたところですが、どんな質問とか、質問というよりも一般的なものとして、私たち委員の共通のような問題とか何かございましたか。

小泉委員 非常に盛会でして、230名ぐらいの募集で、かなりお断りした方もあったことでした。結局、講演はそのまま質問しないですぐパネルディスカッションに移ったんですが、基本的にディスカッションした後で、この食品安全委員会に対する期待がすごく強いものを感じました。

やはり、いろいろ農林水産省とか厚生労働省に対する不満とか、そういったものが強いようで、こういった内閣府に独立して科学的評価をするという、この食品安全委員会ができたことに対して大いに期待しますという意見を私はお聞きしました。だから、特にマイナスの質問はございませんでした。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

これから、だんだんシビアな質問とか、いろんな批判が出てくるかと思えますけれども、真摯にそれぞれを受け止めて、できる範囲内のことできちんとやっていくということになるでしょう。

どうぞ。

寺尾委員 この「3.その他」のところは、どこら辺まで載せることにいたしますか。というのは、随分いろいろな人が、いろいろなところに呼ばれて講演をやっていますね。そういうのはここに入っていないが、ですから、そこまで載せるのは。

寺田委員長 どうですかね。食品安全に関係することなら入れたらどうかというような感じがしますけれども、いかがですかね。

中村委員 勿論、多く入れるのはいいと思いますけれども。私は昨日、宮城県で米フォーラムというのに行ってきましたけれども、今、何やっても二言ぐらいは、安全・安心というのが出るんですね。それは米だって何だって、これからのキーワードですから。そういうのまで載せるとなると、何かもうごちゃごちゃと。

寺田委員長 そうすると、食品安全委員会が何らかの形で後援とか共催とか、勿論主催はそうですけれども、そういう形のものを載せるというプリンシプルにしておきましょう。この委員会のアクティビティーなんだから。

それから、特別個人的なもので行かれたものでも、勿論、大変重要なものだと委員会に対して、みんなの共通認識として持っておいた方がいいようなことがありましたら、当然ですけれども、ここで紹介していただくということではいかがでしょうかね。これは本当にそうですね。すべてのことを安心・安全と、食べ物だけではなくて。

ほかにございませんか。

それでは、今日の議事は終わったんですけれども、そのほかに何か事務局の方からございますか。

どうぞ。

岩淵総務課長 来週でございますが、11日火曜日17時から緊急時対応専門調査会がございます。12日水曜日14時から農薬の専門調査会が予定されております。

それで、農薬の専門調査会でございますが、7月にこの委員会でお決めいただきました公開規定に基づきまして、申請者が提出した毒性実験データなどが企業の知的財産等が開示され、特定のものに不当な利益、もしくは不利益をもたらすおそれがある場合に該当するというので、農薬専門調査会の座長に御判断をいただいております。したがって、非公開ということでございます。

ただ、会議は非公開となりますけれども、国民への説明責任、あるいは透明性の確保という重要な問題がございますので、そういった観点からの対応といたしまして、まず第1に、開催予定日時などは公開いたしまして、その会議が非公開であるということをまた明

示いたします。

議事録につきましては、企業の知的財産を侵害する恐れがある箇所などを削除したものを速やかに公開をする。

3点目は、審議に用いました各種の試験結果の概要と評価結果をまとめた評価書案というものを作成をいたしまして、この評価書案は専門調査会での評価が終了した後に、当食品安全委員会の方に報告をして公開をする。

4点目ですが、原則として、企業が作成した資料概要につきましては、企業の知的財産を侵害する恐れのある箇所などを除きまして、本件は農薬ですので、農薬の登録と同時に公開をするということで座長の御了解をいただいております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

情報公開という話と知的財産権という話と、どこをどういうふうにして、できるだけ範囲内で情報を公開するけれども、当然のことですけれども、企業の知的財産権を守らなければいけないというところで、農薬についてはこういうことをとにかくやりますということですが、いかがでございましょうか。

どうぞ。

中村委員 勿論、おおむねこういう方向でいいと思いますが、例えば2点目、企業の知的財産を侵害するおそれがある箇所などを削除したものです。それから4点目の、言われたところ。

要するに、企業の知的財産を侵害するおそれがある箇所というのは、これはどこが判断するんですか、企業が判断するんですか、それとも委員長か何かが判断するんですか。

寺田委員長 大変大事な問題ですが、どうですか。

宮崎評価調整官 まず事前に、申請者からもどの部分が該当するかというような話をお伺いしますけれども、それに対して合理的な理由があるかどうかというのは、事務局を通じて座長とも相談させていただいて、こちらの判断でその部分が該当するということであれば、黒塗りするとかマスクするとか、そういうような形になるというふうにしております。

中村委員 基本的には相談の上ということですかね。

宮崎評価調整官 事前にどの部分がその企業のノウハウに関わる場所かというのは、あらかじめお伺いはしますが、本当に黒塗りしたいというところがそうなのかどうかというのは、あくまでもこちらの判断で行うということになります。

寺田委員長 ほかにございませんか。

本間委員、どうぞ。

本間委員 そういたしますと、例えば、専門調査会のレベルで塗った部分と、この本委員会でごやって話される場合とでレベルが変わるということはあるんですか。

寺田委員長 相当変わると思います。というふうに私は認識していますし、そうですね。

要するに、ここではデータを基にして、いろんなことをこのオープンの中ではやはりできないものはできないだろうと思います。委員の先生方には、細かいデータは勿論全部見てもらいますけれども、オープンの中ではみんなに公開の場でそれをディスカッションするとか、それはできないと思います。

ですから、委員の先生方は専門委員会の先生が見られている、細かい黒塗りのない資料を全部見てもらうというふうに私は了解していますが、それでよろしいですね。そういうことです。

それから、これは当然のことですけれども、皆さんよく御存じだと思っておりますけれども、専門委員の先生方は守秘義務ということをよくわかっておられますか、何か紙で文章で行っていますか。

岩淵総務課長 専門委員の先生方には国家公務員法に基づきまして、一般職の非常勤国家公務員としての守秘義務がかかっております。今後、こういった案件を取り扱うということが始まりますので、改めましてその旨御案内をするようにいたします。

寺田委員長 そうですね。やはり一応、そうしてあげたほうが専門委員の先生方にも親切だと思いますし、当然、企業の側にも親切になると思いますので。

ほかにはございませんでしょうか。

それから、ちょっと二重になるかもわかりませんが、判定は両方で相談しながら、黒塗りのところとか、最後の委員会への報告の場所というのは、こちらの判断でここまでと決めるということですか。要するに概要みたいなもので、最後の委員会に上がってくる、これは了承ですよとか、非承認ですよとかいうところで、やはり理由とかいろんなことを書きますね。どの辺までを書くということは、こちらの判断ですか。繰り返しになりますけれども、それはオープンになるわけですけれども。

それは申請者の方と相談して、評価のところはこちら側の責任でやると思うんですけれども、企業が出す概要に関しては企業の方に任すのではないんですか。そうではないんですか。

どうぞ。

村上評価課長 企業のお作りになった資料と資料概要というのがあると思います。それは基本的には企業がお作りになったものなので、勿論、記述に誤りがあれば指摘はいたしますけれども、事務局が見てわかるようなものであれば当然ですが、専門家の先生から御指摘あれば直さなければならなくなると思いますけれども、基本的には会社の持ち物ということになります。

ただ、食品安全委員会の専門調査会が、調査の結果としてとりまとめる、いわゆる先ほどのお話ですと評価書に当たる部分ですね。その評価書に当たる部分は当然、資料の概要、調査会としてとりまとめた資料の概要と、それに対する評価の案が付いているものでございまして、それは委員会側、専門調査会でお作りいただいたものですので、それは公開ということで、それをもって本委員会に御報告があるということだと思います。

寺田委員長 どうもありがとうございました。今のでよろしゅうございますか。

これは多分農薬だけではなくて、これから企業から出てくるものがたくさんあり、管理側から安全性をチェックしてくれというようなものに関しては多くなると思いますので、これが一つのプロトタイプみたいになると思います。よろしゅうございますか。

それでは、そういうことにいたしまして、最後にもう一つ、これは非公開だということは、どの時点で皆さんに報告するのか、1週間前とか、どの段階で報告するんですかね。

宮崎評価調整官 例えば、今回の場合は、今日のこの会でお知らせしているんで、今の時点で勿論公開なんですけれども、この場だけではなくて、勿論決まった時点で、例えば各記者クラブへの張り出しの中でとか、あるいはホームページの中で開催とかの場所とか日時とかは公開しますけれども、併せてその時点で、その会議が公開か非公開かをお知らせするという手続を考えております。

寺田委員長 どうもありがとうございました。全体のことで、ほかにございませんか。

それでは以上をもちまして、第18回の食品安全委員会を閉会いたします。次回の委員会につきましては11月13日、来週木曜日14時から開催いたします。

どうもありがとうございました。